

## 議事要旨(1) 包括利益の表示の検討

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、「包括利益の表示に関する会計基準(案)」等の公開草案に寄せられた 6 件のコメントを分析したうえで、最終基準に向けた対応についての事務局案について審議されたい旨、また、可能であれば、次回 6 月 27 日開催の第 246 回企業会計基準委員会にて本改正案について最終議決されたい旨の説明がなされ、吉岡専門研究員より、審議事項(1)-1,2 に基づいて、具体的な説明が行われた。

委員などからの主な発言内容は以下のとおりである。

- ・ 全体としての寄せられたコメント数はそれほど多くないものの、前回委員会までに私が意見表明してきた主張と沿うものがかなりあり、意を強くしている。このようなコメントを、何とか公表物の中に表せられないか考えたが、結局は、事務局が示すコメントへの対応案でも良いような気がしている。ただし、「結論の背景」である第 39-2 項や第 39-3 項の記述の仕方だと、単体検討会議の意向のみを斟酌したかのようにみえるため、公開草案に寄せられたコメントも踏まえた審議経過を示すべきであると考えている。また、「公表にあたって」の表現についても同様のことがいえる。包括利益計算書の名称について、今までの委員会では、現在の名称維持もしくは名称変更の二者択一で審議してきたが、寄せられたコメントには、他の名称の使用を容認するべきであるという意見もあった。従って、名称を選択可能とすることについても新たな選択肢として再審議したらどうかと考えている。
- ・ 概ね事務局が示すコメントへの対応に賛成する。包括利益情報の注記については議論の余地があるかもしれないが、包括利益計算書の名称については、名称が統一されている方が利用者の便益が高く、また現行の名称が実務で定着しつつあるなかでは、事務局案がよいと考えられる。
- ・ 基本的には事務局が示すコメントへの対応に賛成する。但し、次の 4 点について検討されたいと考えている。1 点目は、当面の間、個別財務諸表には本会計基準を適用しないことについて、コメント者の立場によって賛否が大きく分かれており、このコメント状況について、結論の背景に追加できないか。また、2 点目は、当面の間の取扱いとする場合、退職給付会計基準においても検討された「継続検討」という表現を盛り込むかどうかについても議論をする必要がある。3 点目は、包括利益計算書の名称について、選択可能も考慮の余地があると思われるが、仮に選択可能とした場合に、その混乱が現時点では見えてこないこともあり、今回は様子を見ることでよいと考えている。4 点目は、会計基準での明確化について、明確化の必要がないのであればその旨をコメント対応として示すべきであり、自明でないのであれば明確化のため表現を見直すということではないか。
- ・ 包括利益計算書の名称について、現状維持という事務局案について反対するものでは

ないが、あるべき論がなされておらず、例えば、「結論の背景」の第 37-2 項において、「今回の改正にあたっては、現行の計算書の名称を維持することとした」などといった記載ぶりとしてはどうか。

- ・ 本会計基準において「継続検討」という表現を盛り込むかどうかについては、これまでの本委員会での審議を踏まえると、当面の間という表現に集約されており、一般的な基準の書きぶり等を勘案しても、「継続的に検討する」という旨の表現の追加は不要であると考えている。包括利益計算書の名称についても、現時点において、あえて選択適用を容認する必然性までは感じていない。
- ・ 本件は本質的には表示の問題であって、情報価値のある情報については個別財務諸表においても開示すべきであるという意見を持つてはいるものの、昨今の基準開発状況下においては、事務局が示すコメントへの対応に異議を唱えるものではない。

最後に、新井副委員長（専門委員長）より、頂戴した意見を踏まえ、「結論の背景」の部分の記載を追加・修正するなど、本会計基準案の最終議決に向けて引き続き検討を行っていきたい旨の発言があった。

以 上